

横浜市資源集団回収 資源回収業者奨励金交付要綱

平成6年4月12日環減第8号制定
平成7年5月1日環減第30号一部改正
平成7年12月28日環減第443号一部改正
平成8年12月27日環減第346号一部改正
平成10年6月17日環減第48号一部改正
平成12年5月29日環減第65号一部改正
平成14年4月26日環減第465号一部改正
平成14年5月21日環減第59号一部改正
平成15年5月22日環家第38号一部改正
平成17年2月28日環家第384号一部改正
平成17年4月1日環総第474号一部改正
平成18年5月31日資家第265号一部改正
平成18年7月24日資家第555号一部改正
平成19年4月12日資家第75号一部改正
平成20年3月26日資家第1965号一部改正
平成22年3月16日資家第851号一部改正
平成23年12月1日資業第3672号一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする資源集団回収を奨励し、促進するために、協力している資源回収業者に対してリサイクル奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて定めるものである。

(対象資源物)

第2条 奨励金の交付対象となる回収資源物（以下「対象資源物」という。）は、次の各号に掲げるものとし、横浜市内の家庭から排出されるものに限り、事業活動に伴うものを除く。

- (1) 古紙類
 - ア 新聞
 - イ 雑誌・その他の紙
 - ウ 段ボール
 - エ 紙パック
- (2) 布類
- (3) 金属類
 - ア 食料用・飲料用アルミ缶
 - イ 食料用・飲料用スチール缶
- (4) びん類

(対象となる資源回収業者)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる資源回収業者は、横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱(平成元年6月29日環業一第36号)第3条第2項の規定に基づき、横浜市資源集団回収実施団体として横浜市に登録した団体が集めた対象資源物を回収し、資源化することができる者で、第4条第2項の規定により横浜市から横浜市資源集団回収登録業者として登録を受けたもの(以下「登録業者」という。)とする。

(登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、横浜市資源集団回収資源回収業者登録届出書(第1号様式)に納税調査に関する同意書(第6号様式)を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。なお、登録業者が登録期間の終了に際し、以降も継続して登録しようとする場合は、横浜市資源集団回収資源回収業者登録届出書(第1号様式)に替えて横浜市資源集団回収資源回収業者登録更新届出書(第5号様式)を用いることができる。

- 2 市長は、次条の登録要件を満たす資源回収業者から、前項の届出を受けたときは、速やかに登録業者として登録するものとする。
- 3 登録期間は、原則として3年間とする。なお、登録期間途中で登録を行った者の登録期間は、当該登録届出期間終了日までとする。

(登録要件)

第5条 登録業者としての資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条各号に掲げる対象資源物のうち、1以上を取り扱う者とし、このうち、古紙類を対象資源物とする場合は、古紙類すべての品目を取扱うものとする。
- (2) 横浜市税(個人市民税(特別徴収分・普通徴収分)、法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、事業所税、軽自動車税)を滞納していないこと。
- (3) 回収量の虚偽申告などの、奨励金申請にかかる不正行為を行った資源回収業者の代表者が、代表者又は従業員でないこと。
- (4) 横浜市との契約において不正行為を行った資源回収業者の代表者が、代表者又は従業員でないこと。
- (5) 横浜市との契約において、正当な理由なく契約を履行しない者でないこと。また、当該業者の代表者が、代表者又は従業員となっている者でないこと。
- (6) 登録申請以前に資源物の持ち去り行為が判明した者でないこと。また、当該業者の代表者が代表者又は従業員となっている者でないこと。

(登録内容の変更と登録抹消)

第6条 登録業者は、登録事項に変更が生じた場合又は登録の抹消を希望する場合には、速やかに横浜市資源集団回収資源回収業者登録事項変更・抹消届出書(第2号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録業者が前条各号の登録要件を満たさなくなったと認めた時は、登録を抹消するものとする。

なお、前条第4号の事由により登録を抹消する場合は、再度の登録は認めないこととし、前条第5号の事由により登録を抹消する場合は、一定期間、再度の登録を認めないこととする。

3 市長は、登録業者が回収量の虚偽申告、資源物の持ち去り等の不正行為を故意に行つたと認めたときは、登録を抹消するものとする。

なお、回収量の虚偽申告により登録を抹消する場合は、再度の登録は認めないこととし、資源物の持ち去り行為により登録を抹消する場合は、一定期間、再度の登録を認めないこととする。

(回収物の確認)

第7条 登録業者と実施団体は、横浜市資源集団回収伝票（第3号様式）に回収量などを記入し、回収物の確認を行うものとする。

2 登録業者は、横浜市資源集団回収実施規準（ガイドライン）に従い、回収物を確認するものとする。

3 登録業者は、横浜市が横浜市資源集団回収実施規準（ガイドライン）に従って行う、回収量調査に協力するものとする。

(計量及び搬入)

第8条 登録業者は、資源集団回収により回収した対象資源物のうち、古紙類については、横浜市と協定を締結し、指定資源物問屋登録を受けた者（以下「指定資源物問屋」という。）に、それ以外の品目については、その買い取りを行う者（以下「問屋等」という。）に搬入し、計量を受けなければならない。

2 登録業者は、資源集団回収により回収した対象資源物について、横浜市の指示に基づき、市施設などで計量を行わなければならない。

(奨励金の申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする登録業者は、実施した月ごとに資源集団回収実績をとりまとめ、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付申請書（第4号様式）に横浜市資源集団回収伝票（第3号様式 回収業者用A 資源循環局提出用）及び対象資源物のうち、古紙類については、指定資源物問屋が、それ以外の品目については、問屋等が発行した回収量を証する書類を添付のうえ、市長に申請するものとする。

2 奨励金の交付申請は、原則として、資源集団回収を実施した月の翌々月10日までに
行うものとする。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その申請書類に基づき内容を審査し、対象資源物のうち、古紙類については、指定資源物問屋が発行した回収量を証する書類、それ以外の品目については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき、奨励金の交付を決定するものとする。ただし、古紙類を指定資源物問屋以外に搬入することに、やむを得ない事情があると認められる場合は、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき交付を決定することができる。

2 登録業者は、申請期限までに必ず申請を行うものとし、市長は、奨励金申請期限後に申請されたものには、原則として奨励金を交付しない。

また、次の各号に該当する者に対しては、市長は奨励金を交付しないことを決定することができる。

(1) 回収量の申告が著しく信頼性に欠けると横浜市が判断した者

(2) 市税、手数料、買受代金の納付、その他横浜市に対する債務の履行を怠っている者

3 奨励金の額は、別表により月ごとに第2条各号に掲げる対象資源物ごとに算出した回収量1キログラム当たりの額（以下「奨励金単価」という。）に、当該対象資源物の回収量をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とする。

4 奨励金は、登録業者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた登録業者があったときは、奨励金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、資源循環局長が定める。

附則

この要綱は、平成6年4月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第7条の第3項の規定については、平成12年1月から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、この要綱による改正後の横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付要綱第7条第2項の規定は、平成14年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以前に資源物を回収し、施行日以後に申請する奨励金について適用することとし、施行日以前に申請する奨励金については、なお従前の例による。

3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収伝票については、なお当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱のうち問屋の指定にかかるものは、横浜市による問屋の指定完了後に回収した資源物について適用することとし、指定完了以前に回収した資源物については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱のうち、別表(第10条第2項)の現況価格の算出にかかるものについては、この要綱を施行した月に回収が実施されたものから適用することとする。
なお、平成19年1月から3月に実施したものについては、実施月を含む直近6か月の市況価格の平均値を用いて現況価格を算出することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収資源回収業者登録届出書(第1号様式)、横浜市資源集団回収資源回収業者登録変更・登録抹消届出書(第2号様式)、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付申請書(第4号様式)については、なお当分の間使用することができる。
- 3 平成20年6月30日までに限り、納税調査に関する同意書(第6号様式)については、これと内容を同じくする書類を提出することで、納税調査に関する同意書(第6号様式)の提出に代えることができる

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収資源回収業者登録届出書(第1号様式)、横浜市資源集団回収資源回収業者登録変更・登録抹消届出書(第2号様式)、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付申請書(第4号様式)については、なお当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 現に改正前の要綱第4条第1項に規定する届出を行っている登録業者の登録期間については、改正後の要綱第4条第3項の規定の適用があるものとする。
- 3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱により作成されている横浜市資源集団回収資源回収業者登録届出書(第1号様式)、横浜市資源集団回収伝票(第3号様式)、横浜市資源集団回収資源回収業者登録更新届出書(第5号様式)については、なお当分の間使用できることとする。

別表（第10条第3項）

	古紙類	布類	金属類	びん類
奨励金単価の算出式	<p>（基準価格－現況価格）×本市負担割合</p> <p>奨励金単価は、0.1円単位で算出する（小数第2位を切上げる。）。ただし、古紙類については0.05円単位で算出する。</p> <p>なお、古紙類のうち雑誌については実施月の市況価格が0円を下回った場合は、0円と実施月の市況価格との差額を雑誌の奨励金単価に加える。ただし、加算額は、2円を限度とし、0.1円単位とする（0円と実施月の市況価格との差額の絶対値を算出し、その値の小数第2位を切上げる。）。</p>			
基準価格	7.1円 （国土交通省関東運輸局の貸切運賃料金（平成11年の公示））	9.81円×0.8×賃金上昇率+9.81円×0.2（小数点第2位未満は四捨五入）	3.28円×0.8×賃金上昇率+3.28円×0.2（小数点第2位未満は四捨五入）	6.00円×0.8×賃金上昇率+6.00円×0.2（小数点第2位未満は四捨五入）
現況価格	実施月ごとの新聞・雑誌・段ボールの市況価格（市況価格が0円を下回った場合は0円とする。）を、前年1年間の集団回収実績の品目構成割合に応じて按分した価格（価格は小数点第1位とし、第2位以下は四捨五入）	実施月ごとの市況価格を平均したものの（小数点第2位未満は四捨五入）	実施月ごとの市況価格を平均したものの（小数点第2位未満は四捨五入）	実施月ごとの市況価格を平均したものの（小数点第2位未満は四捨五入）
横浜市負担割合	5割	5割	5割	5割
賃金上昇率	適用しない	「横浜の賃金と雇用動向事情」（経済観光局雇用創出課）の「中小企業」の「卸売・小売業・飲食店」の賃金総額の伸び率（平成10年から奨励金交付の前年まで）とする。	「横浜の賃金と雇用動向事情」（経済観光局雇用創出課）の「中小企業」の「卸売・小売業・飲食店」の賃金総額の伸び率（平成12年から奨励金交付の前年まで）とする。	「横浜の賃金と雇用動向事情」（経済観光局雇用創出課）の「中小企業」の「卸売・小売業・飲食店」の賃金総額の伸び率（平成6年から奨励金交付の前年まで）とする。

市況価格	日本経済新聞「古紙回収問屋買値東京欄」の毎月第1週の木曜日の価格（（高値+安値）÷2）とする。	資源新報社「資源新報」の「再生原料相場」の毎月第1週の木曜日の古繊維の価格（（高値+安値）÷2）とする。	本市の資源物売却単価（スチール缶プレス）の毎月の売却単価とする。	資源新報社「資源新報」の「再生原料相場」の毎月第1週の木曜日の硝子原料・白くずの価格（（高値+安値）÷2）とする。
------	---	--	----------------------------------	---

本市との契約不履行による登録停止措置基準

平成 19 年 4 月 13 日 資家第 75 号制定

(趣旨)

第 1 条 本基準は、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 5 項に掲げる「本市との契約において、正当な理由なく契約を履行しない回収業者」が、第 6 条第 2 項の規定により登録を抹消された後、再度登録することができない期間について定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 本市との契約すべてを対象とする。

(措置要件)

第 3 条 要綱第 6 条第 2 項の規定により、業者登録を停止するのは、以下の要件を満たす場合とする。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている業者が、契約の不履行により一般競争参加停止及び指名停止措置を受けた場合。
- (2) 契約の不履行により、本市が契約を解除した場合。
- (3) 再三の通告にもかかわらず、契約の不履行が継続した場合。

(措置の基準)

第 5 条 前条に該当した場合に資源回収業者として登録できない期間は、以下の基準による。
なお、特段の事情がある場合を除き、基準の適用は最短の期間を適用するものとする。

第 3 条 措置要件	措置後の履行が可能な場合	措置後の履行が不可能な場合
(1) の場合	一般競争参加停止及び指名停止措置期間に準ずる	
(2) の場合	履行が完了するまでの間	3 か月間
(3) の場合	履行が完了するまでの間	3 か月間

資源物の持ち去り行為にかかる登録停止措置基準

平成 19 年 4 月 13 日 資家第 75 号制定

(趣旨)

第 1 条 本基準は、資源物の持ち去りを行った資源回収業者が、横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により登録を抹消された後、再度登録することができない期間について定めるものとする。

(対象とする資源物)

第 2 条 持ち去った場合に不正行為として認定する資源物は以下のものとする。

- (1) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 25 条の 2 に規定する家庭から排出された廃棄物
- (2) 横浜市資源集団回収実施団体として横浜市に登録した団体が資源集団回収として排出した資源物

(措置の対象となる持ち去り行為)

第 3 条 本基準において持ち去りとは、前条に規定する資源物を、第 1 号の場合は横浜市以外の者が、第 2 号の場合は登録団体と契約した回収業者以外の者が、故意に持ち去った場合をいう。

(措置要件)

第 4 条 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、業者登録を停止するのは、以下の要件を満たす場合とする。

- (1) 資源物の持ち去り行為を本市職員が目撃した場合
- (2) 資源物を持ち去った当事者が、当該持ち去り行為を自ら認めた場合

(措置の基準)

第 5 条 前条に該当した場合に資源回収業者として登録できない期間は、以下の基準による。なお、特段の事情がある場合を除き、基準の適用は最短の期間を適用するものとする。

	持ち去り行為の当事者が 会社の役員の場合	持ち去り行為の当事者が 会社の使用人の場合
過去に持ち去りの履歴がない場合	9 か月以上	6 か月以上
過去に持ち去りの履歴がある場合	1 年 6 か月以上	1 年以上
単独ではなく複数の 者で組織的に行 っていた場合	2 年	1 年 6 か月以上

※個人商店の場合は、会社の役員相当とみなすこととする。

横浜市資源集団回収実施規準（ガイドライン）

区分	実施方法
回収方法の決定	<p>実施団体と回収業者は、下記の事項について取り決めを行い、回収を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 回収日時 2 回収場所 回収場所は、行政回収と集団回収の違いを明確化するため、原則家庭ごみ集積場は使用しない。使用する場合は、行政回収の回収場所と重複しないよう配慮し、資源集団回収であることを明示する。 3 回収品目 回収業者は、取り決めた回収品目について必ず回収を行う。
周知・広報	<p>実施団体は、ポスター・チラシなどを活用し、回収の実施内容（回収品目・回収日・連絡先など）について周知・広報を行う。</p>
回収の実施	<p>実施団体は、可能な限り回収に立会いを行う。</p> <p>実施団体は、回収時に資源物以外の家庭ごみなどが出された場合は、実施団体の責任で処理を行うなど、回収場所の維持管理を行う。</p> <p>回収実施に関して問題が生じたときは、実施団体と回収業者の話し合いにより解決する。</p>
回収実態の調査	<p>横浜市は、回収実態の調査のため、実施団体と回収業者に下記の資料について提出を求めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 回収場所ごとの概算回収量 2 回収場所ごとの排出世帯数 3 回収場所ごとの回収日程 4 回収場所を記した地図 <p>実施団体と回収業者は、横浜市が回収現場において回収実態の調査を行う際は、協力する。</p>

第1号様式

横浜市資源集団回収 資源回収業者 登録届出書
(登録期間 平成 年6月1日～平成 年5月31日)

平成 年 月 日

(届出先)

横浜市長

下記のとおり、資源回収業者の登録を届け出ます。

1 資源回収業者情報

登録番号			—				資源回収業者名	
住所	〒		TEL		—		代表者職氏名	印

2 振込口座

横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名			
支店	支店コード		支店名
口座番号	預金種目(該当するほうに○)		普通・当座
通帳名義フリガナ			
通帳名義			

※振込口座は資源回収業者名または代表者名が含まれる口座のみ指定可能です(両方含まれるものも可)

3 登録の変更・抹消について

登録の変更・抹消の必要が生じた場合は、すみやかに「横浜市資源集団回収資源回収業者登録変更・抹消届出書」を提出します。

※資源回収業者登録期間は3年間です

第2号様式

横浜市資源集団回収 資源回収業者 [登録変更・登録抹消] 届出書

平成 年 月 日

(届出先)

横浜市長

下記のとおり、資源回収業者の登録の〔変更・抹消〕を届出ます。

1 届出業者

登録番号			-			
登録業者名						
代表者職氏名						印

2 業者情報変更 (変更する項目のみ記載)

項目	変更前の登録内容	変更後の登録内容
業者名		
代表者職氏名		
住所	〒 TEL -	〒 TEL -

3 振込口座変更 (変更する項目のみ記載)

項目	変更前の登録内容	変更後の登録内容
金融機関名		
支店コード		
支店名		
口座番号		
預金情報	普通・当座	普通・当座
通帳名義フリガナ		
通帳名義		

※振込口座は回収業者名または代表者名が含まれる口座のみ指定可能です (両方含まれるものも可)

横浜市資源集団回収伝票（実施団体用A 資源循環局提出用）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		—			
団体名					
					確認欄

業者登録番号					
		—			
業者名					
					確認欄

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票（実施団体用B 実施団体控）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		-			
団体名					
					確認欄

業者登録番号					
		-			
業者名					
					確認欄

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票（回収業者用A 資源循環局提出用）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		—			
団体名					
					確認書

業者登録番号					
		—			
業者名					
					確認書

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票（回収業者用B 回収業者控）

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

品名		数量	備考
紙類	新聞	kg	
	ダンボール	kg	
	雑誌	kg	
	その他（ ）	kg	
布類		kg	
金属類	食料用・飲料用アルミ缶	kg	
	食料用・飲料用スチール缶	kg	
びん類	回収びん	本	
	※回収びん	kg	
	雑びん・カレット	kg	
合計		kg	

団体登録番号					
		—			
団体名					
					確認欄

業者登録番号					
		—			
業者名					
					確認欄

回収方法 (該当するほうを○で囲む)	引取り・持ち込み
-----------------------	----------

※回収びんは、1本あたり0.5kgに換算し、kg単位で記入してください

横浜市資源集団回収 資源回収業者 奨励金交付申請書

平成 年 月 日

(届出先)

横浜市長

横浜市資源集団回収資源回収業者奨励金交付要綱第9条に基づき、平成 年 月実施分の奨励金の交付を、別添の横浜市資源集団回収伝票の回収量のとおり申請します。奨励金の振込先は当社の登録口座とします。

登録番号			—				登録業者名	
住所	〒					代表者職氏名	印	

○提出する横浜市資源集団回収伝票の枚数

	枚
--	---

第5号様式

横浜市資源集団回収 資源回収業者 登録更新届出書
 (登録期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

平成 年 月 日

(届出先) 横浜市長

下記のとおり、資源回収業者の登録更新を届け出ます。

(1、2 どちらかに○をつけてください。)

- 1 現在の登録内容に変更はありません。
 ※以下は、ご記入いただく必要はありません。
- 2 登録内容を変更します。
 ※変更する項目のみ「変更後の登録内容」の欄に記入してください。

		現在の登録内容	変更後の登録内容
登録番号			
資源回収業者名			
代表者職氏名			(カナ)
			印
住所		〒 TEL	〒 TEL
振 込 口 座	金融機関名		
	支店名		店 (支店コード:)
	預金種別		普通・当座 (該当する方に○)
	口座番号		
	通帳名義 フリガナ (「 ^レ 」や「 ^ロ 」も1 マス使い、30字 目までを記入)		
	通帳名義 (通帳表紙裏面の口座名 義を省略せずに全て記入 してください)	(記入の必要はありません)	

※振込口座は資源回収業者名または代表者名が含まれる口座のみ指定可能です (両方含まれるものも可)

※この届出書提出後に登録情報に変更が生じた場合は、速やかに「横浜市資源集団回収資源回収業者登録変更届出書 (第2号様式)」を提出してください

※資源回収業者登録期間は3年間です

(第6号様式)

平成 年 月 日

横浜市長

登録番号	-	-	-	-	-	登録業者名	カナ	
							漢字	
カナ						カナ		
代表者 職名 漢字						代表者 氏名 漢字		印
住所	〒 ※法人の場合は法人の登記住所、個人の場合は代表者の住所をご記入ください ※横浜市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が上記所在地と異なる場合は、下記もご記入ください (通知等送付先) 〒							
法人・個人 商店の別	法人 個人商店 (該当するほうに○)							

納税調査に関する同意書

私は、横浜市資源集団回収資源回収業者登録要件調査のため、横浜市税のうち、次の税目の課税状況・納税状況について、横浜市が関係公簿を調査することに同意します。

【調査に同意する税目】

- 1 市民税（特別徴収分）
- 2 市民税（普通徴収分）
- 3 法人市民税
- 4 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 5 固定資産税（償却資産）
- 6 事業所税
- 7 軽自動車税

【有効期間】

平成 年 月 日 まで

フリガナ・代表者の職名を必ず記入
押印は必ず代表者印を押印（社印不可）